

(熊本市) 地域連携推進会議について

はじめに

近年、障害福祉サービスを提供する事業者が増えてきており、支援の質の確保が重要な課題となっています。こうした背景を踏まえ、令和6年度報酬改定により、居住系サービスである障害者支援施設及び共同生活援助(以下「施設等」という。)において、地域の関係者を含む外部の目を入れた「地域連携推進会議」を開催すること及び会議の構成員が施設等を見学する機会を設けること(それぞれおおむね1年に1回以上)が義務付けられました(令和6年度は経過措置による努力義務)。

地域連携推進会議の開催について

地域連携推進会議の開催については、基本的に厚生労働省発出の「地域連携推進会議の手引き」に準じて実施してください。

なお、会議の構成員や市への報告方法等に関する注意点については、以下のとおりです。

地域連携推進会議の構成員について

地域連携推進会議の構成員については、次の①～③を必須、④～⑥を任意で選出する必要があります。

- ①利用者 ②利用者家族 ③地域の関係者
- ④福祉に知見のある方 ⑤経営に知見のある方 ⑥施設等所在地の市町村担当職員

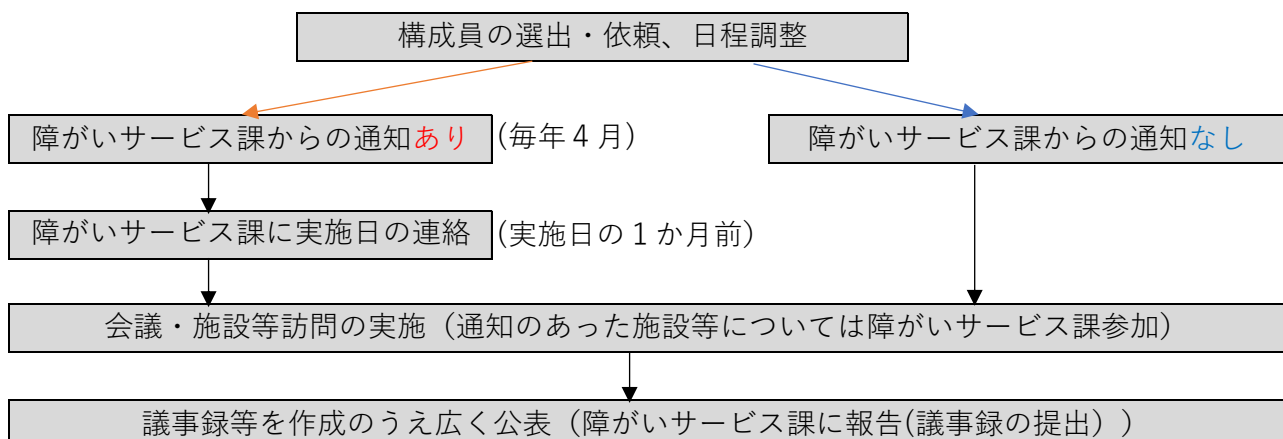
①～⑤の選出基準については、「地域連携推進会議の手引き」をご参照ください。

「⑥市町村担当職員」については、障がいサービス課職員となります(各区の福祉課職員ではないのでご注意ください)。

ただし、障がいサービス課職員の会議への参加については、毎年度、こちらで参加予定の施設等を選出させていただきます。流れとしては、毎年4月に当該年度に参加を予定する施設等を選出のうえメールにてご連絡します。連絡を受けた施設等は、会議実施日の1か月前までに開催通知を障がいサービス課にお送りください。

なお、参加予定のないその他の施設等についても、会議等の開催自体は必須になります。

※イメージ



市への報告

上記イメージ図のとおり、障がいサービス課職員の参加の有無に関わらず、会議開催後、速やかに議事録を作成のうえ広報誌等への掲載や施設等内への掲示など、多くの方が閲覧可能となるよう広く公表してください。併せて、障がいサービス課に議事録をご提出ください。

会議の開催等に代えることができる措置

外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表を行っている場合については、地域連携推進会議の開催や施設等の見学に代えることができます。ただし、その場合は、評価結果の提出が必要になります。

その他注意点

○施設等の見学の際は、必ず利用者の同意を得てください。

○会議は対面実施、訪問は現地訪問を原則としつつ、構成員の都合によりオンラインでの参加等、柔軟な対応も可能ですが、全員がオンラインによる参加ではなく、必ず一人以上は実際に現地を訪問できるよう調整してください。